

問題 1. 外為法第 1 条では、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のため、「必要最大限の管理」を行うと規定されている。

問題 2. 外為法第 48 条第 1 項中の政令とは、「輸出貿易管理令」のことである。

問題 3. 輸出令別表第 1 の 5 の項及び外為令別表の 5 の項は、オーストラリア・グループに基づき、先端素材関連を規制している。下線部分は正しい。

問題 4. 大阪にある貿易会社 A の X 営業課長は、タンク α が輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当することを知らなかったので、輸出許可なく、中国にあるプラントメーカー B に輸出した。この場合、貿易会社 A は、外為法違反に問われることはない。

問題 5. 東京にあるメーカー A は、横須賀にある在日米軍基地に輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当するバルブ (10 セット) を納品する予定である。この場合、輸出にはあたらないので、輸出許可は不要である。

問題 6. 東京にあるメーカー A は、外為令別表の 7 の項に該当する技術 X を中国にある子会社 B の中国人研修生に、メーカー A の本社で提供する予定である。この場合、日本での提供なので、役務取引許可は不要である。

問題 7. 大阪にあるメーカー A は、日本で公開特許情報となった技術 α (外為令別表の 10 の項に該当) をシンガポールにあるメーカー B に提供する予定である。この場合、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 8. 東京にあるメーカー A は上海にある企業 B から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する鋼材の注文を受けた。用途が軍艦製造の場合、輸出許可申請が必要である。なお、中国は輸出令別表第 3 の 2 の地域ではない。

問題 9. 大阪にある貿易会社Aは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業Bから、外為令別表の16の項に該当するソフトウェア（5セット）の注文を受けた。この場合、民生用途であることが明らかであれば、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく役務取引許可は不要である。

問題 10. 東京にあるメーカーAは、シンガポールの警察から、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置5台を総額900万円で受注した。用途は、治安維持のために用いられるものであることがわかっているが、この場合、メーカーAは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて直ちに輸出することができる。

問題 11. 貨物の該非判定を行う場合は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③運用通達の3つの法令をチェックする必要がある。

問題 12. 東京にある貿易会社Aは、欧米を中心に毎日輸出を行っているが、扱っている製品は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する貨物なので、外為法第55条の10第1項の輸出等を「業として行う者」にはあたらない。

問題 13. 東京にある貿易会社Aは、1つの契約で輸出令別表第1の5の項に該当する貨物（価額600万円）をタイの自動車メーカーに輸出することになった。製造の関係で、今後、3月、5月、7月と3回に分けて輸出する予定であるが、この場合、輸出許可は1度取得すればよい。

問題 14. 東京にある医薬品メーカーAは、輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当する毒素を基礎科学分野の研究活動のため、米国の公的研究機関Bに輸出する予定である。この場合、輸出許可は不要である。

問題 15. 経済産業大臣は、外為法第53条第1項に基づき、外為法第48条第1項に違反した者に対し、行政制裁をすることができる。下線部分は正しい。

問題 16. キャッチオール規制に関する輸出許可申請は、輸出者の近くにある経済産業局（通商事務所又は沖縄総合事務局を含む。）に行うこととされている。

問題 17. 横浜から香港を経由し、最終的にはフランスに輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する測定装置を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、フランスである。

問題 18. 外為法第 25 条第 1 項の「居住者」には、個人だけではなく、法人も含まれる。

問題 19. 東京にあるメーカー A は、最近開発した輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する弁（1 セット・価額 10 万円）を無償サンプルとして、オーストラリアにあるメーカー B に輸出する場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 20. 東京にあるメーカー A は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路（価額 700 万円）をアメリカにある軍事関連メーカー B に輸出する予定である。用途は戦車の制御に使用される場合、メーカー A は、輸出後、経済産業大臣に報告をすればよい。下線部分は正しい。

問題 21. 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という平成 18 年の大臣通達では、「企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。」と規定されている。下線部分は正しい。

問題 22. 外為法等遵守事項では、「関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること（必要に応じ関係者に厳正な処分を行うことを含む。）」を求めている。下線部分は正しい。

問題 2 3. 横浜にある A 大学の X 教授は、来週、東京にある Y 国大使館で大使館職員に対して外為令別表の 9 の項に該当する最先端の暗号技術に関する講演をする予定である。リスト規制該当技術は、口頭で提供する場合、規制されていないので、事前に役務取引許可を取得する必要はない。

問題 2 4. 横浜にある貿易会社 A の海外営業部の X 係長は、中国の自動車メーカー B より、自動車の部品製造用に輸出令別表第 1 の 5 の項に該当する合金（価額 1 5 0 万円）の注文を受けた。この場合、貿易会社 A は、X 係長名で、個別の輸出許可申請をすればよい。

問題 2 5. 東京にある貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する軍事用センサー α をアメリカにあるメーカー B より購入し、フランスにあるメーカー C に売する場合、仲介貿易取引許可が必要である。なお、軍事用センサー α は、メーカー B からメーカー C に直接輸出される。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。

平成28年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第36回)

(STC Associate)試験問題